

平成24年6月15日（金）14時～

社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究 技術等提案書等説明会での質問と回答

項	頁番号	行番号	項目	質問等	回答
1	仕様書 3頁	29	ロ. 調査方法等	「地方公共団体等へのヒアリング等に係る経費については、受託者の負担とする」との記載があるが、この経費を契約金額に含めることは可能なのか。	含めて計上してください。 なお、本件は請負契約ではなく委託調査の形式を取っており、清算行為等踏まえて最終的な金額を確定します。証拠書類等の保存についても、ご注意ください。
2	仕様書 4頁	2	二. 調査の実施対象団体	実施対象団体は、事務局が選定することだが、P7「7. 本調査研究の実施体制」では、事務局は「内閣官房と受託者に加え、総務省及び厚生労働省から構成される」とあり受託者が含まれている。選定において、受託者は予め協力依頼及び団体からの承認を得た上で臨まなければならないのか、あるいは、受託者を除いた事務局にて対応し、受託者にはその負担はないということか。	内閣官房と、総務省及び厚生労働省の間で協議し選定します。
3	-	-	-	コンソーシアムで提案する場合の注意点を確認したい。	コンソーシアムで応募する場合には、その構成員の中から代表者を選定していただくとともに、代表者が本調査に係る連絡調整等を行うこととします。なお、コンソーシアムの構成員は、次の要件を満たす必要があります。 ・コンソーシアムの構成員は、単体法人又は他のコンソーシアムでの応募をしていないこと。 ・コンソーシアムを構成する法人間においては、その結成、運営等について協定を締結すること（技術等提案書の提出時に、協定書案（様式は任意）も併せて提出すること）。 ・コンソーシアムの代表者については、平成22・23・24年度内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、「役務の提供等（調査・研究）」のA又はBの等級に格付けされた者であること。また、他の構成員については、同審査における競争参加資格を有する者であること。
4	仕様書 6頁	18	(6) 協議会運営等	協議会のメンバーはどのように選定するのか。	基本的に、内閣官房の方針に沿って実施するものと考えています。
5	-	-	-	各自治体の調査の際に、必要に応じて各自治体のベンダーへ業務を発注することは、問題無いか。	受託者の負担において行われる限りは、問題無いと考えます。
6	仕様書 3頁	8	②既存システムへの影響調査	別記の参考資料7と8だけでは、社会保障分野の参考資料がないように思われるが、参考にしなくてもいいということか。	参考資料5、6（保護WG及び技術WG関連）にて番号制度全体に関する検討が含まれるが、これらも踏まえた上で進めて頂いた上、特に、参考資料7及び8を踏まえて頂くようお願いいたします。